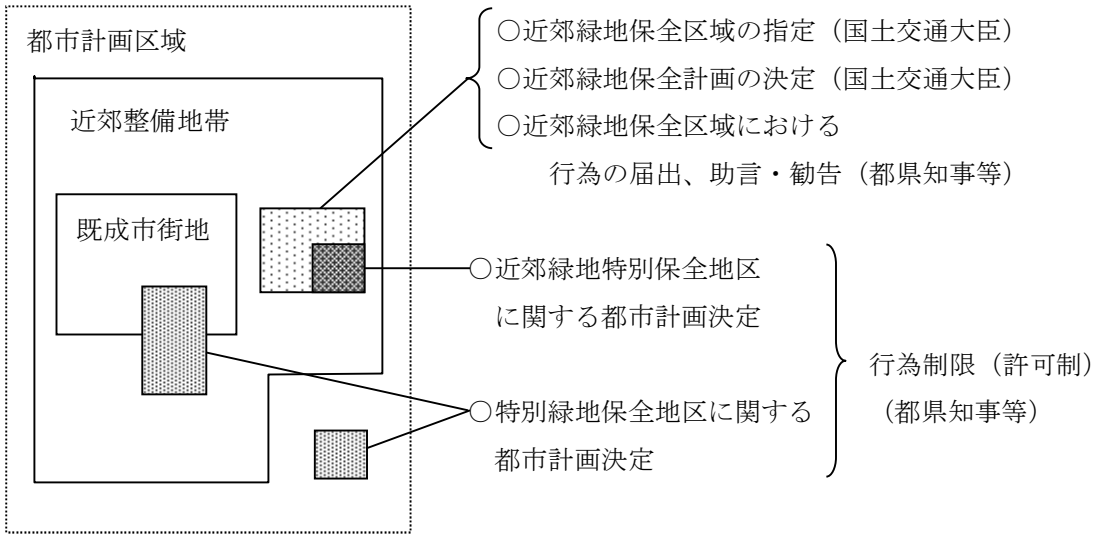


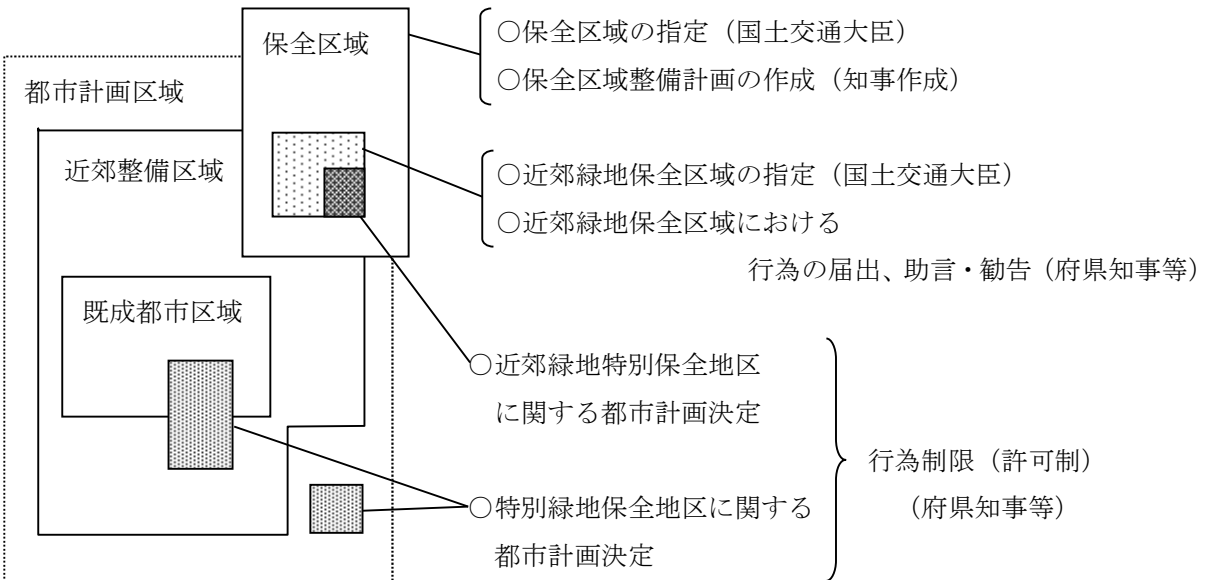
## 10. 保全区域等の保全・整備の概要

大都市圏において良好な自然環境を有する緑地等を保全するため、首都圏においては首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）に基づき近郊緑地の保全に関する制度が、近畿圏においては近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づき保全区域の整備及び近郊緑地の保全に関する制度が、中部圏においては中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和42年法律第102号）に基づき保全区域の整備に関する制度がそれぞれ制定され、区域の指定、計画の策定、行為の届出義務などの所要の措置が講じられている。

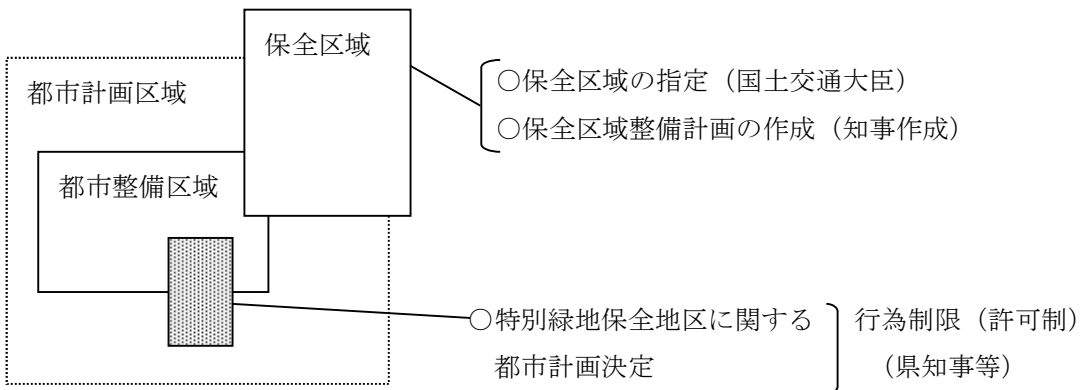
【首都圏】



【近畿圏】



【中部圏】



## 10-1. 首都圏及び近畿圏における近郊緑地の保全

### 1. 根拠法

首都圏：首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）（以下「首近法」という。）

近畿圏：近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）（以下「近保法」という。）

（関連）都市緑地法（昭和48年法律第72号）

### 2. 制定の経緯

首都圏及び近畿圏の既成市街地等への人口と産業の集中に伴い、大都市近郊において無秩序な市街地化が進み、緑地等が荒廃することにより、地域住民の生活環境が著しく悪化した。

昭和31年4月に成立した首都圏整備法では、首都圏を既成市街地、近郊地帯及び周辺地域の三地域に分け、近郊地帯を「既成市街地の無秩序な膨張発展を抑制し、その健全な発展を図るため、その外周に緑地地帯（10km程度の幅のグリーンベルト）を設定する必要がある区域」として定めた。しかし、近郊地帯の土地は公有地ではなく、また法律による行為制限、必要な国の予算及び税制もなかったため、無秩序な市街化が進み、近郊地帯を指定する政令を制定することができないまま、昭和40年の首都圏整備法の改正により現行の区域制度に変更された。

緑地を保全する制度としては、従来から、都市公園法、自然公園法等に基づき各種の施策が講じられていたが、特に大都市の周辺において広域的な見地から緑地を保全することにより、無秩序な市街地化を防止し、大都市圏の秩序ある発展に寄与することを目的に、「首都圏近郊緑地保全法」（昭和41年法律第101号）及び「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和42年法律第103号）を制定したものである。

### 3. 内容

#### （1）近郊緑地の定義（首近法 § 2 ②、近保法 § 2 ③）

本制度における「近郊緑地」とは、近郊整備地帯内（首都圏）又は既成都市区域の近郊における保全区域内（近畿圏）の緑地であって、樹林地、水辺地等が一体となって良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているものである。

#### （2）近郊緑地保全区域の指定（首近法 § 3、近保法 § 5）

国土交通大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる既成市街地若しくは既成都市区域及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域として指定することができる。

#### （3）近郊緑地保全計画の決定（首近法 § 4）

近郊緑地保全区域の指定をしたときは、首都圏においては、当該区域内の近郊緑地の保全に関する計画（近郊緑地保全計画）を定める。

当該計画は、国土交通大臣が、首都圏整備法第2条第2項の整備計画として決定するものであり、以下の事項について定めている。

- ① 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項
- ② 保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
- ③ 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項
- ④ 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

なお、近畿圏においては、近郊緑地保全区域を包含する保全区域について、関係府県知事が保全区域整備計画を作成し、国土交通大臣に協議し、同意を得ることとなっている。

(4) 近郊緑地特別保全地区に関する都市計画（首近法 § 5、近保法 § 6）

都府県知事は、近郊緑地保全区域内において近郊緑地の保全上枢要な部分を構成している地域について、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

(5) 指定の準備のための土地の立入り等（首近法 § 6、近保法 § 7）

国土交通大臣は、近郊緑地保全区域の指定の準備のために、他人の占有する土地に立入る権限が与えられている。

(6) 近郊緑地保全区域内における行為の届出（首近法 § 7、近保法 § 8）

近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。）内において、建築物等の建築、宅地の造成等を行おうとする者は、あらかじめ都府県知事（政令市長を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。この場合、都府県知事は、近郊緑地の保全のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(7) 管理協定の締結等（首近法 § 8、近保法 § 9）

地方公共団体又は緑地管理機構は、近郊緑地保全区域内の土地の所有者等と、当該近郊緑地に関する管理の方法に関する事項、保全に必要な施設の整備に関する事項、管理協定に違反した場合の措置等を定めた管理協定を締結し、近郊緑地の管理を行うことができる。

(8) 近郊緑地特別保全地区内における行為の許可（都市緑地法 § 14）

近郊緑地特別保全地区内においては、建築物等の建築、宅地の造成等の行為は、都府県知事の許可を受けなければ、してはならない。これに違反した者に対しては、原状回復等を命ずることができる。

(9) 行為の規制に伴う損失の補償及び土地の買入れ（都市緑地法 § 16、17）

上記の許可を得ることができないため損失を受けた者に対しては、都府県は、通常生ずべき損失を補償する。また、都府県又は市町村は、上記の許可を受けることができないため土地利用に著しい支障をきたすことにより当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合には、当該土地を買い入れるものとする。

首都圏近郊緑地保全区域一覧

(令和2年3月31日現在)

近郊緑地保全区域						近郊緑地特別保全地区					
区域名	都道府県 政令市	都市名	計画決定年 (変更)	面積 (ha)	面積 (ha)	地区名	都市名	計画決定年 (変更)	面積 (ha)	面積 (ha)	
武山	神奈川県	横須賀市	S42.2.16		327.0	武山	横須賀市	S42.3.29 S47.11.17	(34.5) (160.0)	194.5	
衣笠・大楠山	神奈川県	横須賀市、葉山町	S42.2.16		958.0	衣笠・大楠山	横須賀市	S47.11.17		49.5	
豆子・葉山	神奈川県	逗子市、葉山町	S42.2.16		1,087.0	三ヶ岡山	葉山町	S42.3.29		33.2	
相模原	相模原市	相模原市	S42.2.16 S46.4.30		644.0	相模原 相模横山・相模川	相模原市 相模原市	S48.9.14 H7.3.14 H12.3.31	(102.7) (1.1)	73.0 103.8	
剣崎・岩堂山	神奈川県	三浦市	S46.4.30		618.0						
円海山・北鎌倉	神奈川県	鎌倉市	S44.3.28 H18.12.28	(294.0)	1,096.0	鎌倉	鎌倉市	H23.10.18		131.0	
	横浜市	横浜市	S44.3.28 S52.9.21 H18.12.28	(802.0)		円海山	横浜市	S44.5.13 H21.3.25	(100.0) (16.0)	116.0	
						大丸山	横浜市	H22.3.23 H26.3.5	(44.0) (28.6)	72.6	
						公田	横浜市	H24.3.5		5.4	
小網代	神奈川県	三浦市	H17.9.22		70.0	小網代	三浦市	H23.10.18		65.0	
多摩丘陵北部	東京都	八王子市、日野市	S42.2.16		264.0						
滝山	東京都	八王子市、あきる野市	S42.2.16		488.0						
狭山	東京都	東村山市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町	S42.2.16	(725.0)	1,607.0						
	埼玉県	所沢市、入間市	S42.2.16	(882.0)							
入間	埼玉県	入間市	S44.3.28		398.0						
荒川	埼玉県	川越市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、川島町、桶川市	S42.2.16	(1,976.0)	3,304.0						
	さいたま市	さいたま市	S42.2.16	(1,328.0)							
平林寺	埼玉県	新座市	S44.3.28		68.0	平林寺	新座市	S45.10.13 H6.3.29	(58.4) (2.0)	60.4	
安行	埼玉県	川口市	S42.2.16		580.0						
東千葉	千葉県	千葉市	S42.2.16		734.0	東千葉	千葉市	S42.3.25		61.3	
行徳	千葉県	市川市	S45.5.25		83.0	行徳	市川市	S45.8.28		83.0	
君津	千葉県	君津市	S48.6.20		635.0						
利根川・菅生沼	千葉県	野田市	S52.9.21	(862.0)	2,448.0						
	茨城県	常総市、坂東市、境町、五霞町	S48.6.20 S52.9.21	(1,586.0)							
牛久沼	茨城県	龍ヶ崎市、牛久市、取手市	S44.3.28		452.0						
19区域合計					15,861.0	13地区合計					1,048.7

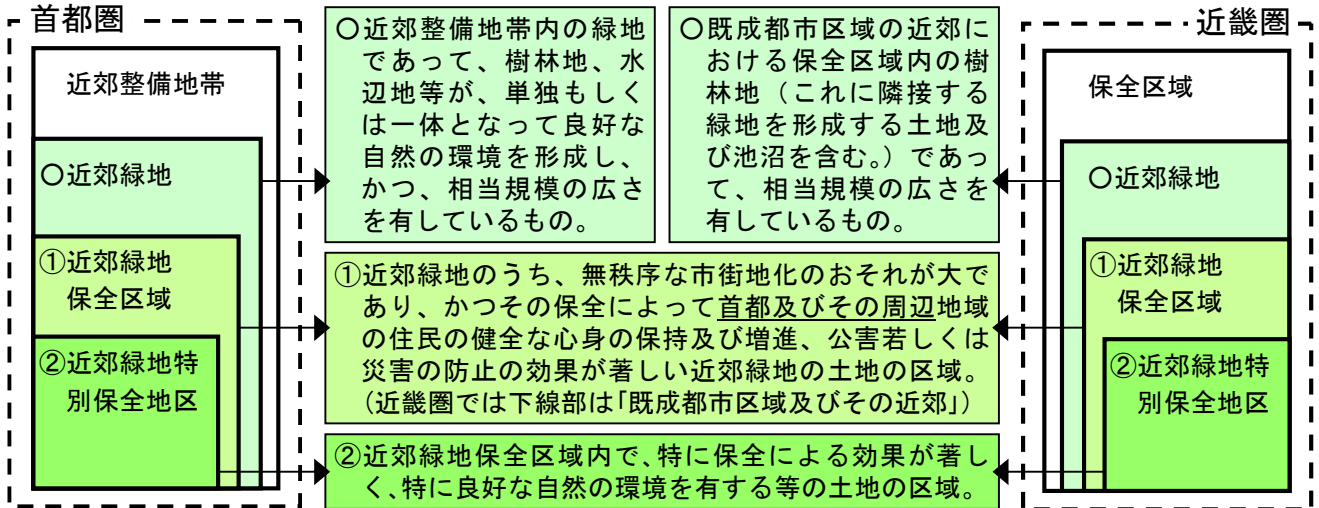
近畿圏近郊緑地保全区域一覧

(令和2年3月31日現在)

区域名	近郊緑地保全区域					近郊緑地特別保全地区										
	都道府県 政令市	都市名	計画決定年 (変更)	面積 (ha)	面積 (ha)	地区名	都市名	計画決定年 (変更)	面積 (ha)	面積 (ha)						
京都	京都市	京都市	S44.4.11	(3,333.0)	6,870.0	小塩山	京都市	H8.5.24		175.0						
	京都府	宇治市、城陽市、長岡京市、大山崎町	S44.4.11	(3,537.0)		善峰寺	京都市	H8.5.24		37.0						
北摂連山	大阪府	池田市、高槻市、茨木市、箕面市、豊能町、能勢町、島本町	S43.2.23 S44.4.11 S47.7.3	(9,736.0)	21,087.0											
	神戸市	神戸市	S46.3.10	(1,382.0)		千刈	神戸市	H4.11.24 H21.4.28	(67.0) (1.0)	68.0						
	兵庫県	西宮市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	S46.3.10	(9,969.0)		鎌倉峡	神戸市	H4.11.24 H21.4.28	(194.0) (-2.0)	192.0						
金剛生駒	大阪府	枚方市、八尾市、河内長野市、東大阪市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、四條畷市、交野市、河南町、太子町、千早赤阪村	S43.2.23 S44.4.11 S61.7.30	(11,143.7)	15,650.0											
	奈良県	五條市、御所市、生駒市、平群町、三郷町、葛城市、香芝市	S43.2.23	(4,506.3)												
和泉葛城	大阪府	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、河内長野市、和泉市、泉南市、熊取町、阪南市、岬町	S43.2.23 S47.7.3 H21.7.28	(12,697.0)	23,922.0											
	和歌山県	和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町	S43.2.23 H21.7.28	(11,225.0)												
矢田斑鳩	奈良県	奈良市、大和郡山市、生駒市、斑鳩町	S43.2.23		880.0											
六甲	神戸市	神戸市	S43.2.23 S44.4.11 S61.7.30 H9.10.23	(9,104.7)	13,059.7	打越山	神戸市	H4.11.24 H10.7.31 H16.4.13 H21.4.28	(118.2) (7.8) (1.0) (-2.0)	125.0						
						坊主山	神戸市	H4.11.24 H10.7.31 H16.4.13 H21.4.28	(21.2) (26.8) (13.0) (2.0)	63.0						
						摩耶・諏訪山	神戸市	S43.3.23 H4.11.24 H10.7.31 H21.4.28	(348.0) (131.4) (28.6) (5.0)	513.0						
						高取	神戸市	S43.3.23 H4.11.24 H10.7.31	(68.0) (0.5) (67.5)	136.0						
						東須磨	神戸市	S43.3.23 H4.11.24 H10.7.31 H21.4.28	(157.0) (14.7) (5.3) (-3.0)	174.0						
						西須磨	神戸市	S43.3.23 H21.4.28	(21.0) (2.0)	23.0						
						鉢伏山	神戸市	H4.11.24 H10.7.31	(81.0) (0.0)	81.0						
						帝釈丹生山	神戸市	H4.11.24 H21.4.28	(764.0) (-2.0)	762.0						
						ひよどりごえ	神戸市	H10.7.31 H21.4.28	(5.6) (0.1)	5.7						
						兵庫県	西宮市、芦屋市、宝塚市	S43.2.23 S46.3.10	(3,955.0)			良元・生瀬	西宮市、 宝塚市	H10.7.31	223.0	
												劔谷・苦楽園	西宮市、 芦屋市	H10.7.31	38.0	
												会下山	芦屋市	H10.7.31 H21.4.28	(15.0) (0.0)	15.0
						6区域合計					81,468.7	17地区合計			2,697.7	

# 近郊緑地保全制度

目的：良好な自然環境を有する緑地の保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯等の無秩序な市街地化を防止し、首都圏等の秩序ある発展に寄与することを目的とする。  
 根拠法：首都圏近郊緑地保全法(昭41法101)、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭42法103)



## ①近郊緑地保全区域

指定主体	国土交通大臣	
保全計画	【首都圏】国土交通大臣は、近郊緑地保全区域の指定をしたときは、当該区域について近郊緑地の保全に関する計画（近郊緑地保全計画）を決定。	【近畿圏】知事は、保全区域の指定があったときは、当該区域に係る保全区域整備計画を作成することができる。
行為規制	○建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は、知事等に届出。 ○知事等は緑地保全のため必要と認めるときは、助言又は勧告を行うことができる。	
その他	○地方公共団体又は緑地管理機構は、近郊緑地保全区域内の土地の所有者等と管理協定を締結し、近郊緑地の管理を行うことができる。 ○近郊緑地の保全に要する費用は、都府県等の負担。	

近郊緑地保全区域内で、特に保全による効果が著しく、特に良好な自然の環境を有する等の土地の区域については、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

## ②近郊緑地特別保全地区

決定主体	都府県等
行為規制 (※都市緑地法で規定)	○建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は、知事等の許可が必要。 ⇒ 上記の許可を得られず損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償。 ⇒ 上記の許可を得られず、その土地の利用に著しい支障をきたすことにより、所有者から当該土地の買入れの申出があった場合、当該土地を買入れ。国はその一部を補助。 ○知事等は緑地保全について必要な措置（原状回復等）を命じることができる。
その他	○国は、地方公共団体が近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために行う事業に必要な資金については、法令の範囲内において、資金事情及び当該都府県等の財政状況が許す限り、配慮する。

○首都圏近郊緑地保全計画

首都圏においては、近郊緑地保全区域の指定をしたときは、首都圏近郊緑地保全法第4条に基づき当該近郊緑地の保全に関する計画（近郊緑地保全計画）を定めている。

- 武山近郊緑地保全計画
- 相模原近郊緑地保全計画
- 狭山近郊緑地保全計画
- 東千葉近郊緑地保全計画
- 衣笠・大楠山近郊緑地保全計画
- 多摩丘陵北部近郊緑地保全計画
- 荒川近郊緑地保全計画
- 安行近郊緑地保全計画
- 逗子・葉山近郊緑地保全計画
- 滝山近郊緑地保全計画

（昭和42年3月1日首都圏整備委員会告示第2号）

首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、武山近郊緑地保全区域、衣笠・大楠山近郊緑地保全区域、逗子・葉山近郊緑地保全区域、相模原近郊緑地保全区域、多摩丘陵北部近郊緑地保全区域、滝山近郊緑地保全区域、狭山近郊緑地保全区域、荒川近郊緑地保全区域、安行近郊緑地保全区域、東千葉近郊緑地保全区域についての近郊緑地保全計画を次のように定める。

一 近郊緑地保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

近郊緑地区域内においては、法第1条の目的を達成のため、良好な自然環境を保持することを本旨とし、このため、近郊緑地の現状に変更をきたす行為については、当該近郊緑地の風致景観、樹相、地勢等の特性に応じ、当該行為の種類、規模等を勘案のうえ、当該近郊緑地の保全に支障を及ぼすものは、これを規制するものとする。

武山近郊緑地保全区域

当保全区域においては、武山・大塚山及び三浦富士を一体とする自然環境を保全することを主とし、特に自然景観を損なう土地の形質の変更、樹林の伐採及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

衣笠・大楠山近郊緑地保全区域

当保全区域においては、三浦半島最高峰の大楠山を主峰としてこれに連担する宝金山、衣笠山山系が一体となって形成する良好な自然環境を保全することを主とし、特に市街地から展望される地域における山容の変ぼうをもたらし行為、樹林の伐採、宅地の造成その他の土地の形質の変更及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

逗子・葉山近郊緑地保全区域

当保全区域においては、逗子市と葉山町の境界にある二子山山系とこれに連担する丘陵地が一体となって形成する良好な自然環境を保全することを主とし、特に逗子・葉山の両市街地から展望される地域における山容の変ぼうをもたらし行為、樹林の伐採、宅地の造成その他の土地の形質の変更及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

相模原近郊緑地保全区域

当保全区域においては、相模川沿岸及び相模原台地を取り巻く斜面の樹林地とこれに連なる貯水池周辺の良い自然環境を保全することを主とし、特に樹林の伐採、建築物その他の工作物の新築等及び土地の形質の変更の規制に重点をおくものとする。

多摩丘陵北部近郊緑地保全区域

当保全区域においては、平山城跡、多摩動物園を中心とする地域とこれに連担する多摩丘陵が一体となって形成する良好な自然環境を保全することを主とし、特に自然景観を損なう宅地の造成、その他の土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築等及び樹林の伐採の規制に重点をおくものとする。

滝山近郊緑地保全区域

当保全区域においては、滝山とこれに連担する丘陵地が一体となって形成する良好な自然環境を保全することを主とし、滝山城跡周辺地域の静寂な自然環境の保全、多摩川沿岸、五日市日野線から展望される地域における山容の変ぼうをもたらし行為、樹林の伐採、宅地の造成その他の土地の形質の変更及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

狭山近郊緑地保全区域

当保全区域においては、村山、山口両貯水池及びその周辺の樹林が一体となって形成する良好な自然環境を保全することを主とし、特に両貯水池周辺地域の樹林の伐採、宅地の造成その他の土地の形質の変更及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

荒川近郊緑地保全区域

当保全区域においては、荒川とその流域の良好な風致とが一体となって形成する自然環境を保全することを主とし、特に自然景観を損うおそれのある樹林の伐採及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

安行近郊緑地保全区域

当保全区域においては、武蔵野の平地林と植木栽培地が一体となって形成する田園的自然環境を保全することを主とし、特に樹林の伐採、宅地の造成その他の土地の形質の変更及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

東千葉近郊緑地保全区域

当保全区域においては、起伏の多い台地に豊富な樹林を有す田園的自然環境を保全することを主とし、特に樹林の伐採、宅地の造成その他の土地の形質の変更及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

二 近郊緑地保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

近郊緑地保全区域においては、前項の保全措置に関連して、近郊緑地を保全するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- (一) 近郊緑地の保全に寄与する道路、広場、護岸、排水路、休憩所その他の公共施設
- (二) 自然景観の保持育成のための植栽
- (三) 土砂崩壊防止施設



(四) 危険防止柵、立入防止柵、標識等の施設

(五) 防火施設

### 三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域内において、次の各号に掲げる基準に該当する区域については、指定するものとする。

(一) 法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる条件に該当し、当該近郊緑地保全区域の重要な部分を構成している区域であること。

(二) 当該近郊緑地を保全するため、当該区域における樹木の伐採、建築物の新増築、土地の形質の変更等の規制その他の保全対策を特に講ずる必要がある区域であること。

### 四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

法第12条の規定による土地の買入れは、私人が所有し、かつ、建築物等の新築、宅地の造成等の行為について法第9条第1項の許可を得ることができないため、その利用に著しい支障をきたすこととなる土地について、その所有者から当該土地を都県において買入れるべき旨の申出があった場合において、真に止むを得ないと認められるものについて行うものとする。

## ■ 円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画

（昭和44年4月10日首都圏整備委員会告示第2号、（変更）平成19年2月14日国土交通省告示130号）

首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第四条の規定により、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域についての近郊緑地保全計画を次のように定める。

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域（以下「保全区域」という。）は、三浦半島北部の横浜市及び鎌倉市の境界部に位置し、首都圏の緑地ネットワークを構成する多摩・三浦丘陵における重要な大規模緑地である。

本保全区域においては、三浦半島へと伸びる丘陵の重要な緑地が、まとまりのある連続的な自然環境を形成するとともに、南側に広がる鎌倉市の歴史的風土と一体となり周辺の居住地や観光地に対して広域的な自然景観を提供している。また、同保全区域内は、首都圏住民が身近に自然とふれあう場を有し、地域における貴重種を含む多種の動植物が生息生育するなど、多様な機能を有する首都圏近郊における貴重な緑地となっている。

しかしながら、本保全区域は、周辺の幹線道路の整備による交通利便性の向上等に伴い、都市的な土地利用の拡大が懸念される地域の中にある地区でもある。

当該保全区域を自然的特徴、自然とのふれあい機能確保の観点等から整理すると、①「岩瀬・公田ゾーン」、②「荒井沢ゾーン」、③「十二所・上郷ゾーン」、④「円海山・大丸山周辺ゾーン」及び⑤「釜利谷ゾーン」の5つに分けられる。

① 鎌倉市岩瀬・今泉及び横浜市栄区公田中谷地区に位置する「岩瀬・公田ゾーン」は、保全区域北西部の丘陵にあって、円海山・大丸山周辺ゾーンへと伸びる重要な緑地が形成されているゾーンである。また、鎌倉市の歴史的風土保存区域と一体となって、周辺の市街地に対して自然景観を提供している。

② 横浜市栄区公田荒井沢地区に位置する「荒井沢ゾーン」は、栄区を東西に流れるいたち川のひとつの源流域であり、斜面樹林に囲まれた湿地、農地等で構成される谷戸の地形で構成されるゾーンである。また、荒井沢市民の森を中心に、自然体験等の活発な活動がなされている場がある。

③ 県道23号より西側の鎌倉市今泉台・十二所等及び横浜市栄区上郷等に位置する「十二所・上郷ゾーン」は、鎌倉市の歴史的風土保存区域と横浜市の円海山・大丸山周辺ゾーンの緑地を繋いでいるゾーンである。また、歴史的風土保存区域へと続く散策路や散在ガ池周辺等の緑地は、多くの首都圏住民にとって自然とのふれあいの場となっている。

④ 県道23号と横浜横須賀道路の間の横浜市栄区庄戸・磯子区氷取沢等に位置する「円海山・大丸山周辺ゾーン」は、本保全区域において最も重要な骨格的緑地があり、二次林を中心とする樹林や横浜市内を流れる大岡川やいたち川の源流域等で構成される樹林地及び水辺地とが一体となり良好な自然環境が形成されているゾーンである。また、自然観察の森、市民の森、散策路等が整備され、自然とのふれあい体験の場として、多くの首都圏住民により利用されているとともに、横浜市栄区や金沢区等の周辺の市街地に対して、広域的な自然景観を提供している。

⑤ 横浜横須賀道路の東側の横浜市金沢区釜利谷等に位置する「釜利谷ゾーン」は、金沢区の市街地に対して、保全区域の重要な緑地である円海山・大丸山周辺ゾーンとの間の緩衝帯となっている。また、金沢自然公園、市民の森、円海山・大丸山周辺ゾーンへと続く散策路等の様々な施設が整備され、保全区域の中でも最も利用がなされているゾーンである。

## 一 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

### 1 保全の基本方針

首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第一条の目的を達成するため、保全区域においては、次に掲げる事項を基本方針として、良好な自然環境を保全するものとする。

当該近郊緑地の状態を損なうおそれのある行為の規制その他の当該近郊緑地の保全については、連続する丘陵部や谷戸の樹林・水辺地等を一体的に保全することを前提として、次に掲げる事項を踏まえ、前述の各ゾーンの特性に応じたものとする。

#### (1) 自然的特徴及び自然とのふれあい活動を踏まえた緑地等の適切な保全

保全区域全体として、樹林の減少又は分断を防止するのみならず、水辺地等を含めた近郊緑地の自然状態を総合的に保全するものとする。また、関係地方公共団体は、恒常的に保全区域全域の自然状態を把握し、適切な管理の措置を行うものとする。

また、散策等の利用に際して、利用者は、設定されたルート外への立入やオーバーユーズなどにより自然環境へ過度の負荷を与えないよう配慮をするものとし、関係地方公共団体は、啓発や情報提供等により適切な利活用を促すものとする。

なお、前述の5ゾーンにおいては、それぞれ次の点に留意するものとする。

① 「岩瀬・公田ゾーン」においては、多種の動植物の生息生育の場である丘陵部及び谷戸にお

る樹林等の自然環境を保全する。そのため、特に自然景観を提供する丘陵部の緑地の連続性の確保に配慮しつつ、ゾーン内の樹林の量的減少及び質的劣化を防止するための規制及び担保性の向上を図るものとする。

- ② 「荒井沢ゾーン」においては、丘陵部及び谷戸の斜面樹林や源流域の水辺地等から構成される自然環境を一体的に保全する。そのため、生物多様性の保全及び樹林による水源涵養機能に配慮しつつ、ゾーン内の多様な自然状態に影響を与える行為の規制及び担保性の向上を図るものとする。

関係地方公共団体は、市民の森による緑地保全施策を継続するとともに、里山における農業体験や環境学習等の様々な活動を促進するための取組を市民団体等と協力しながら行い、里山の良好な環境の保全、育成等を図るものとする。また、利用者の安全確保及び自然環境への負荷を抑制する観点から、利用者を適切に誘導するためのルート設定等により適切な利活用を図るものとする。

- ③ 「十二所・上郷ゾーン」においては、隣接するゾーンの緑地と連続する丘陵部の樹林地や散在ガ池周辺の水辺地等のまとまりをもって維持されている自然環境を保全する。そのため、これら重要な緑地の連続性に配慮しつつ、樹林の量的減少及び質的劣化を防止するための規制を図るものとする。

- ④ 「円海山・大丸山周辺ゾーン」においては、円海山周辺から鎌倉市北東部へと連続する骨格的な丘陵部の緑地を保全する。そのため、緑地の連続性や、樹林地と水辺地等の一体性を損なう行為を規制し、また、生物多様性の保全や樹林の保水力の向上及び源流域への給水力の向上を図るため、樹林の量的な減少や質的な劣化等の防止のための規制を図るものとする。

関係地方公共団体は、市民団体等とも連携しながら多様な自然状態の維持に努めるとともに、既に指定されている円海山近郊緑地特別保全地区、市民の森等に加え、ゾーン内の重要な緑地について担保性の向上を図ることによって、丘陵部の緑地の連続的な保全を図るものとする。また、緑地が分断されている既存の開発地等において、市街地としての適切な緑化を誘導することにより、連続する周辺の緑地との自然環境のネットワーク化を図るものとする。

- ⑤ 「釜利谷ゾーン」においては、樹林地や水辺地等の自然環境の保全を図るため、自然状態に影響を与える行為について規制を図る。

関係地方公共団体は、自然環境の保全のため自然公園や市民の森等による現在の緑地保全施策を継続するものとする。

## (2) 近郊緑地保全に関する普及啓発及び維持管理等に関する多様な主体との協働

国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、利用者その他近郊緑地の保全に関係する者に対し、当該近郊緑地の保全について普及啓発すること等により、緑地の保全に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。

関係地方公共団体は、保全区域内の自然環境又は景観の保全とその意義の普及啓発並びに環境教育の推進のため、保全区域内の緑地について、自然状態を損なわないよう留意しつつ、自然とのふれあい活動の拠点として適切に利活用を促すものとする。また、当該普及啓発及び利用者への指導及び誘導、区域内パトロール、自然環境の保全・維持・回復、農業体験等の活動に当たり、環境保全や農業体験活動等を目的とする市民団体等多様な主体と協働して取り組むこととする。

## 2 行為の規制に関する事項

保全区域においては、前項の保全の基本方針を踏まえ、当該近郊緑地の状態を損なうおそれのある行為を抑制するものとし、特に緑地の連続性及び多種の動植物の生息生育する樹林や水辺等の自然環境の一体性を損なう行為の規制に重点をおくものとする。また、風致地区制度等、他の緑地保全に資する制度を併せて活用することにより、その許可基準とも整合を図りながら行為の届出に対する効果的な助言・勧告を行うものとする。

## 3 その他当該近郊緑地の保全に関する事項

- (1) 国及び関係地方公共団体は、保全区域及びその周辺における公共事業等の実施等においては、保全区域内の自然環境への影響に十分配慮する等、当該近郊緑地の保全に資するよう努めることとする。

- (2) 関係地方公共団体は、保全区域内の自然環境の保全状況の把握に努め、届出なしに行われる行為又は虚偽の行為の届出を認めた場合は、これを是正する措置を行うものとする。

- (3) 関係地方公共団体は、必要に応じ保全区域内の良好な自然環境を維持するための樹林の間伐、下草刈り、病害虫予防措置その他の保全措置を講ずるものとする。

- (4) 関係地方公共団体は、保全区域内における緑地の荒廃・喪失を防止するため、必要に応じて土地所有者等との間で管理協定を締結し、適切な管理及び利用を図るものとする。

## 二 保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

### 1 保全措置に関連して必要とされる施設について

保全区域内においては、次に掲げるもののうち、当該近郊緑地の適正な保全のために必要な施設の整備を行うものとする。

- (1) 当該近郊緑地の保全、適正な利活用又は普及啓発のための道路、散策路、広場、休憩所、解説板その他の施設又は設備

- (2) 立入防止柵、標識等の管理施設

- (3) 土砂崩壊防止施設

- (4) 公衆便所

- (5) 防火施設

- (6) 自然景観の保持・再生のための植栽

### 2 施設整備計画に関する事項

#### (1) 施設整備の基本方針

保全措置に関連して必要とされる施設については、自然環境への影響を最小限とするよう配慮しながら、自然体験活動、環境学習等の場としての利活用の促進を図るため、機能や利便性

の向上のための整備、及び散策路等の安全確保のための整備やその維持管理について、地域住民や市民団体とも連携を図りながら、各ゾーンの特性に応じて効果的に行うものとする。

## (2) 多様な主体からの意見を反映した整備計画の策定等

関係地方公共団体は、保全区域内における施設の整備及びその維持管理に関する具体的な計画を策定するに当たっては、関係地方公共団体相互に連携するものとし、その際、学識経験者、環境保全を目的とする市民団体その他多様な主体からの意見を踏まえるものとする。

### 三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

#### 1 指定の方針

保全区域内において、近郊緑地の保全の効果が特に著しい又は特に良好な自然環境を有する重要な緑地については、これを近郊緑地特別保全地区に指定し永続的に保全する。

#### 2 指定の基準

近郊緑地特別保全地区は、保全区域の重要な部分を構成している土地の区域とし、次に掲げる基準に該当するものについて指定するものとする。

(1) 首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しく、かつ特に良好な自然環境を有すること。

この基準の適合の確認にあたっては、以下の点に留意するものとする。

① 多くの首都及びその周辺の住民が参加し、秩序ある自然観察活動や保全活動が実施されるなど、自然とのふれあいや環境教育の拠点としての機能を有するものであること。

② 保全区域内及びその周辺の土地利用の状況等に鑑み、公害又は災害の防止に必要な位置、規模及び形態を有するものであること。

③ 地域の自然特性を顕著に示していること。

④ 自然植生、豊かな野生生物の生息地等の良好な自然環境を有するものであること。

(2) 保全区域内における近郊緑地の効果的な保全のため、特に保全対策を講ずる必要があること。

この基準の適合の確認にあたっては、当該近郊緑地を保全するため、当該区域における樹木の伐採、建築物の増改築、土地の形質の変更等の規制その他の保全対策を特に講ずる必要がある区域である点に留意するものとする。

#### 3 指定にあたって特に配慮すべき事項

「岩瀬・公田ゾーン」、「荒井沢ゾーン」及び「十二所・上郷ゾーン」における保全区域北西部の丘陵、水辺地、源流域等のまとまりをもって維持されている重要な緑地について、緑地の連続性を考慮し一体的に保全されるよう配慮するものとする。

### 四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十七条第一項の規定による土地の買入れは、私人が所有し、かつ、建築物その他の工作物の新築、土地の造成等の行為について、同法第十四条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものについて、当該土地の所有者から当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合において行うものとする。

## ■牛久沼近郊緑地保全計画 ■平林寺近郊緑地保全計画 ■入間近郊緑地保全計画

（昭和44年4月10日首都圏整備委員会告示第2号、（変更）平成19年2月14日国土交通省告示129号）

首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域、牛久沼近郊緑地保全区域、平林寺近郊緑地保全区域及び入間近郊緑地保全区域についての近郊緑地保全計画を次のように定める。

#### 一 近郊緑地保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

近郊緑地保全区域内においては、法第一条の目的を達成するため、良好な自然環境を保持することを本旨とし、このため、近郊緑地の現状に変更をきたす行為については、当該近郊緑地の風致景観、樹相、地勢等の特性に応じ、当該行為の種類、規模等を勸案のうえ、当該近郊緑地の保全に支障を及ぼすものは、これを規制するものとする。

その他必要に応じ近郊緑地保全区域内の良好な自然環境を維持するための植栽、病虫害予防措置、土砂崩壊防止施設等の整備その他の積極的保全措置を講ずるものとする。各近郊緑地保全区域の特性に応ずる行為の規制の大綱は、次のとおりとする。

##### 平林寺近郊緑地保全区域

当保全区域においては、平林寺境内の古木及びその周辺の武蔵野特有の平地林による自然環境を保全するため、平林寺及びその周辺の樹林の伐採、建築物その他の工作物、特に工場の新築等の規制に重点をおくものとする。

##### 入間近郊緑地保全区域

当保全区域においては、入間市金子地区北側から東西にのびる優れた樹木に富む台地の景観を保全するため、この地域の樹林を保護するとともに、土石の採取、宅地の造成等の規制に重点をおくものとする。

##### 牛久沼近郊緑地保全区域

当保全区域においては、牛久沼とその周辺の樹林が一体となつて形成する良好な自然環境を保全するため、とくに牛久沼の水況維持及び周辺地域の樹林の伐採、宅地の造成、その他の土地の形質の変更及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

### 二 近郊緑地保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

近郊緑地保全区域においては、前項の保全措置に関連して、近郊緑地を保全するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

(一) 近郊緑地の保全に寄与する道路、広場、護岸、排水路、休憩所その他の公共施設

(二) 自然景観の保持育成のための植栽

(三) 土砂崩壊防止施設

(四) 危険防止、立入防止柵、標識等の施設

(五) 防火施設

### 三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域内において、次の各号に掲げる基準に該当する区域について、指定するものとする。

(一) 法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる条件に該当し、当該近郊緑地保全区域の枢要な部分を構成している区域であること。

(二) 当該近郊緑地を保全するため、当該区域における樹木の伐採、建築物の新增築、土地の形質の変更等の規制その他の保全対策を特に講ずる必要がある区域であること。

### 四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十七条第一項の規定による土地の買入れは、私人が所有し、かつ、建築物その他の工作物の新築、土地の造成等の行為について、同法第十四条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものについて、当該土地の所有者から当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合において行うものとする。

## ■行徳近郊緑地保全計画

（昭和45年6月6日首都圏整備委員会告示第12号）

首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、行徳近郊緑地保全区域についての近郊緑地保全計画を次のように定める。

### 一 近郊緑地保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

近郊緑地保全区域内においては、法第一条の目的を達成するため、良好な自然環境を保持することを本旨とし、このため、近郊緑地の現状に変更をきたす行為については、近郊緑地の風致景観、樹相、地勢等の特性に応じ、当該行為の種類、規模等を勘案のうえ、近郊緑地の保全に支障を及ぼすものは、これを規制するものとする。

その他必要に応じ近郊緑地保全区域内の良好な自然環境を維持するための植栽、病虫害予防措置、鳥類保護施設等の整備その他の積極的保全措置を講ずるものとする。当近郊緑地保全区域の特性に応ずる行為の規制の大綱は、次のとおりとする。

野鳥の飛来地、生息地としての評価が高い新浜御猟場を中心とする樹林地、水辺地、およびその地先水面をもつて形成された良好な自然環境を保全するため、この地域の樹木の伐採、宅地の造成、その他の土地の形質の変更及び建築物その他工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

### 二 近郊緑地保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

近郊緑地保全区域においては、前項の保全措置に関連して、近郊緑地を保全するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

(一) 近郊緑地の保全に寄与する道路、広場、護岸、排水路、休憩所その他の公共施設

(二) 自然景観の保持育成のための植栽

(三) 鳥類保護施設

(四) 危険防止柵、立入防止柵、標識等の施設

(五) 防火施設

### 三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域内において、次の各号に掲げる基準に該当する区域について、指定するものとする。

(一) 法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる条件に該当し、当該近郊緑地保全区域の枢要な部分を構成している区域であること。

(二) 当該近郊緑地を保全するため、当該区域における樹木の伐採、建築物の新增築、土地の形質の変更等の規制その他の保全対策を特に講ずる必要がある区域であること。

### 四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

法第12条の規定による土地の買入れは、私人が所有し、かつ、建築物等の新築、宅地の造成等の行為について法第9条第1項の許可を得ることができないため、その利用に著しい支障をきたすこととなる土地について、その所有者から当該土地を都県において買い入れるべき旨の申し出があった場合において、真に止むを得ないと認められるものについて行なうものとする。

## ■剣崎・岩堂山近郊緑地保全計画

（昭和46年5月13日首都圏整備委員会告示第7号）

首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、剣崎・岩堂山近郊緑地保全区域についての近郊緑地保全計画を次のように定める。

### 一 近郊緑地保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

近郊緑地保全区域内においては、法第1条の目的を達成するため、良好な自然環境を保持することを本旨とし、このため、近郊緑地の現状に変更をきたす行為については、当該近郊緑地の風致景観、樹相、地勢等の特性に応じ、当該行為の種類、規模等を勘案のうえ、当該近郊緑地の保全に支障を及ぼすものは、これを規制するものとする。

その他必要に応じ近郊緑地保全区域内の良好な自然環境を維持するための植栽、病虫害予防措置、土砂崩壊防止施設等の整備その他の積極的保全措置を講ずるものとする。

当保全区域においては、剣崎を中心とし、これに連なる海岸線及び樹林地が一体となって形成する引橋周辺の良好な自然環境を保全することを主とし、特に自然環境を損うおそれのある樹木の伐採及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点を置くものとする。

### 二 近郊緑地保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する

## 事項

近郊緑地保全区域においては、前項の保全措置に関連して、近郊緑地を保全するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- (一) 近郊緑地の保全に寄与する道路、広場、護岸、排水路、休憩所その他の公共施設
- (二) 自然景観の保持育成のための植栽
- (三) 土砂崩壊防止施設
- (四) 危険防止柵、立入防止柵、標識等の施設
- (五) 防火施設

### 三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域内において、次の各号に掲げる基準に該当する区域については、指定するものとする。

- (一) 法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる条件に該当し、当該近郊緑地保全区域の重要な部分を構成している区域であること。
- (二) 当該近郊緑地を保全するため、当該区域における樹木の伐採、建築物の新增築、土地の形質の変更等の規制その他の保全対策を特に講ずる必要がある区域であること。

### 四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

法第12条の規定による土地の買入れは、私人が所有し、かつ、建築物等の新築、宅地の造成等の行為について法第9条第1項の許可を得ることができないため、その利用に著しい支障をきたすこととなる土地について、その所有者から当該土地を都県において買入れるべき旨の申出があつた場合において、真に止むを得ないと認められるものについて行うものとする。

## ■君津近郊緑地保全計画 ■利根川・菅生沼近郊緑地保全計画

(昭和48年7月3日首都圏整備委員会告示第3号、(変更)昭和52年10月5日総理府告示第35号)  
首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号、以下「法」という。)第4条の規定に基づき、君津近郊緑地保全区域及び利根川・菅生沼近郊緑地保全区域についての近郊緑地保全計画を次のように定める。

### 一 近郊緑地保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

近郊緑地保全区域内においては、法第1条の目的を達成するため、良好な自然環境を保持することを本旨とし、このため、近郊緑地の現状に変更をきたす行為については、当該近郊緑地の風致景観、樹相、地勢等の特性に応じ、当該行為の種類、規模等を勘案のうえ、当該近郊緑地の保全に支障を及ぼすものは、これを規制するものとする。

このほか必要に応じ近郊緑地保全区域内の良好な自然環境を維持するための植栽、病虫害予防措置、土砂崩壊防止施設等の整備その他の積極的保全措置を講ずるものとする。各近郊緑地保全区域の特性に応ずる行為の規制の大綱は、次のとおりとする。

#### 君津近郊緑地保全区域

当保全区域においては、鹿野山に接続する樹林地をもつて形成される野鳥の生息地としての良好な自然環境を保全するため、この地域の樹木の伐採、土石の採取、土地の形質の変更及び建築物の新築等の規制に重点をおくものとする。

#### 利根川・菅生沼近郊緑地保全区域

当保全区域においては、利根川・菅生沼とその周辺の樹林が一体となつて形成する良好な自然環境を保全するため、樹木の伐採、宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更の規制に重点をおくとともに、特に大六天神社を中心とする樹林地及び利根川・菅生沼の水質の保全に意を用いるものとする。

### 二 近郊緑地保全区域内において、当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

近郊緑地保全区域内においては、前項の保全措置に関連して、近郊緑地を保全するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- (一) 近郊緑地の保全に寄与する道路、広場、排水路、休憩所その他の公共施設
- (二) 自然景観の保持育成のための植栽
- (三) 鳥類保護施設
- (四) 土砂崩壊防止施設
- (五) 危険防止柵、立入防止柵、標識等の施設
- (六) 防火施設

### 三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域内において、次の各号に掲げる基準に該当する区域について、指定するものとする。

- (一) 法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる条件に該当し、当該近郊緑地保全区域の重要な部分を構成している区域であること。
- (二) 当該近郊緑地を保全するため、当該区域における樹木の伐採、建築物の新增築、土石の採取、土地の形質の変更等の規制その他の保全対策を特に講ずる必要がある区域であること。

### 四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

法第12条の規定による土地の買入れについては、私人が所有し、かつ、建築物等の新築、宅地の造成等の行為について法第9条第1項の許可を得ることができないため、その利用に著しい支障をきたすこととなる土地について、その所有者から当該土地を都県において買入れるべき旨の申出があつた場合には、真に止むを得ないと認められるものについて行なうものとする。

■小網代近郊緑地保全計画

（平成17年9月22日国土交通省告示第1017号）

首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号、以下「法」という。）第四条の規定に基づき、小網代近郊緑地保全区域（以下「保全区域」という。）に係る近郊緑地保全計画を次のように定める。保全区域は、宅地化等の都市的な土地利用に関する圧力がある三浦半島において、良質な自然環境をまとまりのある形で残している首都圏近郊の貴重な近郊緑地であり、地域住民等の環境保全活動を背景として、首都圏住民等により秩序ある自然観察が行われる場所ともなっている。また、当該区域は、海辺と陸域の緑が一体となって形成された多様な自然環境を基盤として、森林、河川、湿地、干潟及び海が自然状態で連続的にまとまり、希少種を含む集水域生態系を形成する等、首都圏でも唯一と言わなければならない貴重な緑地である。

一 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

1 保全の基本方針

法第一条の目的を達成するため、保全区域においては、次に掲げる事項を基本方針として、良好な自然環境を保全するものとする。

当該保全区域を自然的特徴及び自然とのふれあい機能確保の観点から整理すると、通称浦の川下流の淡水湿原、河口の湿地、干潟及び小網代湾奥北に開く小規模な谷からなる「湿原・河口湿地・干潟ゾーン」、浦の川源流域及び中流域を含み県道二十六号線に接する「浦の川源流・上流域ゾーン」、浦の川上流域の南北に位置する「北の谷流域ゾーン」及び「南の谷流域ゾーン」に分けられる。

当該近郊緑地の状態を損なうおそれのある行為の規制その他保全については、集水域生態系の一体性を維持することを前提として、各ゾーンの特性に応じたものとする。

(1) 区域の自然的特徴及び自然とのふれあい活動を踏まえた緑地等の適切な保全

保全区域全体として、森林の減少又は分断を防止するのみならず、河川、湿地、干潟等を含めた総合的な自然状態を保全するものとする。

① 「湿原・河口湿地・干潟ゾーン」においては、貴重な河口の塩水湿地及び干潟の水系に影響を与える行為の規制を重視するものとする。また、環境学習等各種の活動が期待されるゾーンであるので、自然環境への過度な負荷がないよう、利用者への指導及び誘導、パトロール等を含めた総合的な保全に取り組むものとする。特に、浦の川下流においては、淡水湿原の状態を維持するための管理活動を図るものとする。なお、小網代湾奥北へ開く小規模な谷については、生息・生育域を回復させる場とする等の利活用を検討する。

② 「浦の川源流・上流域ゾーン」においては、生物多様性の保全及び保水力の向上のため、樹林をはじめとする多様な自然状態に影響を与える行為について、総合的な規制を図るものとする。また、浦の川に沿った自然観察等が期待される場であるので、安全管理及び自然環境への負荷を抑制する観点から、利用者を適切に誘導するルートの確保を図るものとする。

③ 「北の谷流域ゾーン」及び「南の谷流域ゾーン」においては、保水力の向上及び浦の川流域等への給水力の向上を図り、特に樹林の質的な劣化、量的な減少等の防止のための規制を図るものとする。また、「南の谷流域ゾーン」は、生物多様性の保全・回復の場として、利用者の活動を最小限に留めるために配慮するものとする。

また、恒常的に保全区域全域の自然状態を把握し、適切な緑地管理の措置を行うものとする。

(2) 近郊緑地保全に関する普及啓発及び多様な主体との協働

国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、利用者その他近郊緑地の保全に係る者に対し、当該近郊緑地の保全について普及啓発すること等により、緑地保全に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。

関係地方公共団体は、保全区域内の自然環境又は景観の保全及び価値の啓発並びに環境教育の推進のため、保全区域内の緑地について、保全区域内の自然環境を損なわないよう留意しつつ、自然とのふれあい活動の拠点として適切に利活用するものとする。

また、関係地方公共団体は、当該普及啓発及び利用者への指導及び誘導、区域内パトロール、自然環境の保全・維持・回復等の活動に当たり、環境保全を目的とするNPO、ボランティア等多様な主体と協働して取り組むこととする。

2 行為の規制に関する事項

保全区域においては、近郊緑地の状態を損なうおそれのある行為を抑制するものとする。知事は、次表（イ）欄に掲げる行為については、同表（ロ）欄に掲げる事項に留意し、当該行為による自然環境への影響を最小限とするために必要な助言又は勧告を行うことができる。

なお、保全区域内の樹林で良好な状態にあるものの現状に変更をきたす行為については、当該樹林の形態、林相、地勢等の特性を踏まえ、当該行為の種類、規模等を勘案のうえ、当該近郊緑地の状態に影響がないよう規制することができる。

(イ) 規制の対象となる行為	(ロ) 助言または勧告の基準及び配慮すべき事項
法第七条第一項第一号及び第二号に規定する行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為を行う位置、工法等の変更により自然環境の改変を抑制するものとする。</li> <li>当該行為を行う土地の区域及び周辺区域の自然環境の改変の抑制に資する代替措置を実施するものとする。</li> </ul>
法第七条第一項第三号に規定する行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として伐採を行わないものとする。</li> </ul>

法第七条第一項第四号に規定する行為	・原則として水面の埋立て又は干拓を行わないものとする。
法第七条第一項第五号に規定する行為	・堆積の高さは一・五メートル以下とするものとする。 ・堆積による周囲の自然環境への影響を最小限に留めるものとする。 ・堆積の行われる土地及び周辺の土地の区域における緑地の状況と著しく不調和とならないものとする。

その他当該近郊緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがある行為について、知事は、保全の基本方針を踏まえ、適切な助言または勧告を行うことができる。

### 3 その他当該近郊緑地の保全に関する事項

- (1) 国及び関係地方公共団体は、保全区域及びその周辺における公共事業等の実施等においては、保全区域内の自然環境への影響に十分配慮する等、当該近郊緑地の保全に資するよう努めるものとする。
- (2) 関係地方公共団体は、保全区域内の自然環境の保全状況の把握に努め、届出なしに行われる行為又は虚偽の行為の届出を認めた場合は、これを是正する措置を行うものとする。
- (3) 以上に掲げるもののほか、関係地方公共団体は、必要に応じ保全区域内の良好な自然環境を維持するための病虫害予防措置その他の保全措置を講ずるものとする。

## 二 保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

### 1 保全措置に関連して必要とされる施設について

保全区域内においては、次に掲げるもののうち、当該近郊緑地の適正な保全のために必要なものの整備を行うものとする。

- (1) 当該近郊緑地の保全、適正な利活用又は普及啓発のための道路、散策路、広場、休憩所、解説板その他の施設又は設備
- (2) 立入防止柵、標識等の管理施設
- (3) 土砂崩壊防止施設
- (4) 公衆便所
- (5) 防火施設
- (6) 自然景観の保持のための植栽
- (7) 環境学習等の活動のためのビオトープ（生息・生育域）その他

### 2 施設整備計画に関する事項

#### (1) 施設整備の基本方針

保全措置に関連して必要とされる施設については、自然環境への影響を最小限としつつ、各ゾーンの特性に応じた効果的な整備を行うものとする。

- ① 「湿原・河口湿地・干潟ゾーン」においては、当該緑地の利活用及び保全活動を支える施設の整備、ビオトープをはじめとする生息・生育域の保全・維持・回復に向けた環境整備等を検討する。
- ② 「浦の川源流・上流域ゾーン」においては、浦の川に沿って利用者を安全に誘導するための適切な散策ルート进行を設ける。
- ③ 「北の谷流域ゾーン」及び「南の谷流域ゾーン」において施設整備を検討する際には、樹林地としての特性に十分配慮するものとする。

#### (2) 多様な主体からの意見を反映した整備計画の策定等

関係地方公共団体は、保全区域内における施設の整備及びその維持管理に関する具体的な計画を策定するに当たっては、学識経験者、環境保全を目的とするNPO、ボランティア等多様な主体からの意見を踏まえるものとする。

## 三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

### 1 指定の方針

保全区域内において、近郊緑地の保全の効果が特に著しい、又は特に良好な自然環境を有している重要な緑地については、これを近郊緑地特別保全地区に指定し、これを永続的に保全する。

### 2 指定の基準

近郊緑地特別保全地区は、保全区域の枢要な部分を構成している土地の区域とし、次に掲げる基準に該当するものについて指定するものとする。

- (1) 首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しく、かつ特に良好な自然環境を有すること。  
この基準の適合の確認にあたっては、以下の点に留意するものとする。
  - ・保全区域内及びその周辺の土地利用の状況等に鑑み、公害又は災害の防止に必要な位置、規模及び形態を有するものであること。
  - ・地域の自然特性を顕著に示していること。
  - ・自然植生、豊かな野生生物の生息地等の良好な自然環境を有するものであること。
- (2) 保全区域内における近郊緑地の効果的な保全のため、特に保全対策を講ずる必要があること。  
この基準の適合の確認にあたっては、以下の点に留意するものとする。
  - ・当該近郊緑地を保全するため、当該区域における樹木の伐採、建築物の増改築、土地の形態の変更等の規制その他の保全対策を特に講ずる必要がある区域であること。

### 3 指定にあたって特に配慮すべき事項

近郊緑地特別保全地区の指定にあたっては、近郊緑地の保全に資する他の地域地区等の指定状況を踏まえ、より高い緑地保全の効果が得られるよう配慮するものとする。

#### 四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十七条の規定による土地の買入れは、私人が所有し、かつ、建築物その他の工作物の新築、土地の造成等の行為について、同法第十四条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものについて、当該土地の所有者から当該土地を神奈川県において買入れるべき旨の申し出があった場合において行うものとする。



## 10-2. 近畿圏及び中部圏における保全区域の整備

### 1. 根拠法

近畿圏：（区域指定）近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）  
（整備計画）近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）（以下「近保法」という。）

中部圏：（区域指定）中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）  
（整備計画）中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和42年法律第102号）（以下「中整法」という。）

### 2. 制定の経緯

昭和30年代からの高度成長期においては、大都市圏における住宅、産業等の開発に伴い、郷土特有の自然美や貴重な文化遺産及び大都市近郊の緑地の荒廃が進む一方、大都市圏の住民の観光、レクリエーション活動の高まりにより、自然環境などの豊富な観光資源を開発、活用することが重要な課題であった。

自然環境や文化財、緑地を保全する制度としては、既に自然公園法に基づく自然公園、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域、都市計画法に基づく風致地区、都市公園等があり、各種の施策が講じられていたが、これらの緑地等における観光資源等の保全、開発を総合的かつ広域的に進めるため、これらの区域を包含する保全区域を指定し、総合的な保全区域整備計画を策定する制度を制定したものである。

なお、近畿圏の大都市の周辺の保全区域内においては、広域的な見地から緑地を保全する制度として、首都圏と同様の近郊緑地保全制度が導入されている。

### 3. 内容

#### （1）保全区域の指定（近畿圏整備法§14、中部圏開発整備法§16）

国土交通大臣は、観光資源を保全し、若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する必要があると認める区域を保全区域として指定する。

近畿圏においては昭和40年に20区域、昭和46年に1区域を指定、中部圏においては昭和43年に18区域を指定し、その後数次にわたり、一部変更を行っている。

#### （2）保全区域整備計画の作成（近保法§3、中整法§3）

関係府県知事は、保全区域について保全区域整備計画を作成することができる。

近畿圏においては昭和46年に6区域、47年に5区域、48年に9区域の計画を策定し、昭和57年に残りの1区域の計画策定と20区域の計画変更を行っている。

中部圏においては、昭和48年に15区域の計画を策定し、昭和57年に残りの3区域の計画策定と15区域の計画変更を行っている。

#### （3）保全区域整備計画の内容（近保法§4、中整法§5）

保全区域整備計画は、区域内の自然、文化財等の適正な保護、保全等を確保するとともに、住民、観光客の保健、休養、観光・レクリエーション等の需要に対応するため、当該区域を自然の保護を図るべき地区、自然の健全な利用を図るべき地区、文化

財・緑地の保全を図るべき地区等に区分し、それぞれの地区の特性に応じて保護、保全、開発、整備を行うことを基本として策定している。

本計画には、計画の性格、対象区域、整備の基本構想、土地の利用区分に関する事項及び施設の整備に関する事項が記載されている。

整備の基本構想は、計画実施上の配慮事項を含んだものである。

土地の利用区分は、各地域の特性、将来の観光レクリエーション需要の動向等を勘案し、整備の基本構想に沿って保全又は整備を行うため、原生自然保護地区（中部圏のみ）、自然保護地区、自然利用地区、レクリエーション地区、文化財保存地区（近畿圏のみ）、生活環境保全緑地地区（近畿圏のみ）及び一般保全地区に区分して土地利用の大綱を定めている。

施設の整備に関する事項では、観光資源の保全若しくは開発、緑地の保全又は文化財の保存に関連して必要とされる施設について、自然環境の保全に留意しつつ、防火、防水、防砂、地滑り、林地の荒廃の防止のための施設、公園等、道路等、宿泊施設等、キャンプ場及びスキー場、水道及び汚物処理施設、博物館等の整備を定めている。